

「細則 2-12 情報提供型 A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準」の解説

情報提供型 A I システムは、セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する A I システムです。令和 5 年国通知により、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する A I システムの導入に係る留意事項が示されました。

当該通知を受け、情報提供型 A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所は、保安管理等の基準である細則 2-12 を定める必要があります。

関係通知：【令和 5. 5. 15 消防危 124】

細則 2-12 情報提供型 A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	情報提供型 A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
------------	--------------------------------------

第 1 総則

当所の情報提供型 A I システムの導入に伴う保安管理等は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「情報提供型 A I システムの導入に伴う保安管理等の基準」に基づき行うものとする。

第 2 情報提供型 A I システムの導入に伴う保安管理等の基準

- 1 必ず甲種又は乙種の危険物取扱者が給油の許可及び監視を実施する体制を確保するものとする。
- 2 情報提供型 A I システムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、A I による監視の事実を周知するものとする。
- 3 情報提供型 A I システムが正常な情報を甲種又は乙種の危険物取扱者に提供できない状況にあるときは、甲種又は乙種の危険物取扱者がその状態を認識し、直ちに A I システムの使用を停止できる体制を確保するものとする。

4 その他

「情報提供型 A I システム」とは、「セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する A I システム」のことです。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。